慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	最近國際政治情勢
Sub Title	
Author	英
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1937
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.16, No.2 (1937. 6) ,p.157- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	季報
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19370630-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

季報

最近國際政治情勢

〔英國・ジョーヂ六世の戴冠式〕 去る五月十二日ジョーヂ六世並にエリザベス皇后は、ウエストミンスター大寺院に於て、カンタベリー大僧正司祭の下に戴冠式を擧行し登極の儀式を終つた。其の夜皇帝はバッキンガム宮殿からラヂオを通じて國民に對するメッゼーヂを放送された。即ち皇帝は王冠が全英國民一致團結の表象であるが、自らは之を神の惠と英帝國々民の意思に基いて戴けるものであることを强調し、皇帝及び國民は協力して其の光輝ある遺産の維持に努力すべきであるが、帝國國民相互の自由な結合によつてのみ將來の平和と進歩とが實現されるであらうと結ばれた。

〔英帝國會議の開催〕 戴冠式を機會に各地より倫敦に參集せる各自治領及び印度代表より成る英帝國會議が五月十四日より開催された。本會議は實に一九三二年以來五年振りに開かれたものであつて、多大の期待が掛けられてゐた。議題は帝國の國防が主題とされたが、愛蘭は終に出席せず、且つ英本國の戰爭には捲き込まれることを欲しない自治領を持つ英國としては、國防問題は直ちに英帝國憲法即ち自治領對本國との關係に就ての問題であるので何の程度の解決を得たかは疑問である。又濠洲

首相ライオンズの太平洋不侵略條約の提案があつて世界の注目を惹いたが、其他議題とされたものは英帝國内の交通、航海、經濟問題等であつた。

〔愛蘭新憲法詳報〕　愛蘭自由國が憲法を修正して英本國から獨立するに至りたることは前號に記載せる通りであるが、新國家は其の名を Eire と改め、國旗も「主權、獨立、民主政」の表象として綠、白、オレンヂの三色旗とし、國語は愛蘭語を採用することに決した。最高權力者としての大統領は民選により、任期は七年とし、大臣任命議會解散、法律裁可、國防統率權を附與されてゐる。議會は上下兩院より成り、下院の任期は最長七年とし、上院議員六十名中十一名は大臣の任命に掛り、他は大學及び職能選擧區制を採用することゝした。尙ほ立法に就ては上院の多數及び下院三分の一の請願を以て大統領の否認權行使を認め、其の場合には一般投票によつて最後的決定をなすことゝした。最後に英本國との關係に就ては國際問題に就き「他の團體及び國際聯盟と協力することあるべし」といふ言葉が殘されてゐる丈である。

〔米國大統領の豫算特別敎書〕　大統領ルーズヴェルトは四月二十日の議會に豫算特別敎書を送り見積りの變更を說明した。即ち本年度に於ては稅收入(重に所得稅)の減收により歲入が六億〇四百萬弗の減少を示したことが特記されてゐる。從つて明年度豫算中產業復興及び失業救濟費十五億弗を維持せんとするならば明年度末に豫想される歲入不足は四億一千八百萬弗に達する見込であるから、稅收確保の意味から新稅の設定及び節減繰延、資產賣却等の方法に據る外なく、特に新稅設定の權限を大統領に附與すべきことを要求してゐる。

〔米國・ワグナー勞働法違憲ならず〕　去る四月十二日米國大審院は鋼鐵、自動車、運輸、衣服等各產業はインター・ステート・コンマースなりといふ新解釋の下に、同法院に提出されてゐた五訴訟に就き政府勝訴の判決を下した。從つて今後之等各產業部門の勞働者は、(一)雇主の干涉なしに組合を組織し、(二)代表の自由選擇、(三)

最大組合を通じての團體交渉權、(四)雇主の强制的團體交渉受諾義務の諸原則を獲得した。其の結果ルイス一派の産業別組合組織が勢力を伸長すべきは當然であるが、最近頻發する勞働爭議に國外で訓練された運動員が潛入してゐるといふ事實と共に將來の勞働問題に對して新しい問題を提示するに至るであらう。併し乍ら政府としては大審院改革(前號報道)が全國的反對に遭ひつゝある折柄今回の勝訴に氣を良くしてゐる。

〔獨逸・閣員及び政府要人全部入黨〕　ヒットラーは一月三十日の閣議に於て陸海軍兩長官フリッチエ及びレーダー兩氏其他閣僚、政府要人全部をナチ黨籍に編入せしめた。之によつて政府及び黨の完全なる統一を計畫してゐるのであるが、將來は今迄の嚴格なる入黨制限は撤廢される筈である。

〔獨逸・宗教彈壓緩和〕　ヒットラーは政權獲得以來宗教統一を目的とし、宗教彈壓を續けて來たが、獨乙新教々會派の猛烈な反對に遭ひ、終に總統令を以て福音教會に對する教區統制權を許す旨發令したが、ヒットラー最初の敗北として注目されてゐる。

〔デンマーク皇帝の五十年佳節祝典〕　皇帝クリスチアン十世は去る五月十四日その佳節祝典を擧行したが、皇帝は一八七〇年にコペンハーゲンに生れ、一八九八年にマクレンブルグのアレキサンドリン皇后と結婚され、一九一二年に王位を繼がれたのである。皇帝は現在でも毎朝單獨乘馬にてコペンハーゲンの街を散步されるが、新聞賣子にも親しく會釋を賜るといふ民主的な皇帝とされてゐる。從つて今回の佳節祝典には國民的祝典が擧行されたとのことである。

〔墺太利のナチス彈壓〕　首相シュシュニッグは去る二月祖國戰線大會に於て、ナチス再建の墺太利國民黨及び復辟運動兩者に對して彈壓方針を執ることを聲明し、墺太利の歷史を尊重する祖國戰線のみが同國の政策を決定すべきであると主張したが、最近內相シュチルメルはその親獨政策からナチス彈壓法撤回を策し兩者間に對立を

生じた。其處で首相シュシュニッグは終に三月二十日に至り內相シュチルメルを罷免し新にスクープレを內相に任命した。

〔ハンガリー政府轉覆陰謀の發見〕 去る三月上旬ハンガリーの秘密ファシスト團體が外國資金援助の下に農民を武裝煽動し親獨政府樹立の爲めダラニイ內閣を轉覆する目的を以てブダペスト進軍を企てんとする陰謀が發覺した。政府は事前に一味を檢擧し事なきを得たが、警視總監フェレンツイは罷免され事件の重大性が取沙汰されてゐる。尙ほダラニイ首相は治安維持の爲めに强硬手段を執る用意あることを聲明した。

〔ルーマニアのファシスト彈壓〕 首相タタレスクは右翼派閣僚の追出しの目的を以て去る二月內閣の改造を斷行した。

首相兼內相	タタレスク
法相兼農相	カツス
陸相(留任)	アンゲレスコ
無任所相	ヅユワラ(前法相)
同	ユカ(前內相)

尙ほ首相は全ファッショ團體の閉鎖を命じたが、他方カロル皇帝はローマ駐箚公使の歸還命令を發し、今後ナチ獨逸・ファッショ伊太利に對して外交使節を派遣せざることを聲明した。

〔フインランドの新大統領〕 去る二月十五日に擧行された大統領改選に於て首相チカルリオが當選したが、之は重に勞働農民黨の支持によるものであつた。後任內閣は農民黨と社民黨の聯立內閣か、タンネルを主班とする社民黨內閣が期特されてゐる。尙ほ新大統領は親露家である爲めに兩國の接近が豫想されてゐる。

〔ダンチツヒの憲法改正とナチ黨の解散〕 去る五月十三日ダンチツヒ・ナチ黨首領フェルスターはナチ黨の一時解散を宣言したが、國際聯盟規約に從ふとダンチツヒ憲法は全議員三分の二の出席を要し、且つ出席議員の三分の二の多數を以て改正し得ることゝなつてゐるので

今回の改正に當り議決の公正を計る爲めに一時ナチ黨を解散する旨を宣言した。

〔白耳義・民主々義の勝利〕 ブラツセル市選擧區に於ける下院議員補缺選擧は去る四月十一日に擧行されたが、民主々義擁護の意味からゼーランド首相は自ら立候補して、フアシスト黨首領ドグレルとの間に一騎打が演ぜられた。事が此處に至つたのは最近勢力を伸長して來たフアシスト黨(レツクス黨)は曾つて伊太利の好意によつてミラノから現政府攻擊の放送をしたり、皇帝に議會解散を要求したり種々威示を行つてゐたが、終に同黨選出議員オリヴエを辭任せしめ黨首ドグレルが立候補して人民投票の形に於て補缺選擧を戰ふといふ極めて挑戰的對度に出た爲めである。

之に對し民主々義擁護の意味でゼーランド首相自ら出馬したのであるが、勞働黨、自由黨、カトリツク黨は團結して首相を支持したので、最初から不人氣であつたドグレルは大敗を招いたのである。結果左の通り、

ゼーランド	二七五、八四〇
ドグレル	六九、二四二
無效	一八、一三八

〔伊太利フアシスト黨大評議會〕 去る三月一日よりフアシスト黨大評議會が開かれたが、先づ(一)軍備擴張、國家總動員、軍需品自給自足の方針を建て、(二)人口增加の方策として多産戸主の勞働優先權、特別手當、結婚資金の制度を採用するに決し、(三)財政に就ては公債政策を持續することゝし、(四)議會制度に就いては完全なる職能代表議會への改組を決し、二十三組合の代表者を以て將來の議會を構成せしむることゝした。

〔スペインの内閣改造〕 國内の動亂に苦しむ政府は窮地より脱する爲にはアナルコ・サンヂカリストの支持が益ゝ必要となり、終に純粹なる人民戰線内閣に改組されることゝなつた。去る五月十七日に改造された内閣の顔觸れ左の如し、

首相兼藏相	ネグリン

外相　ヂラル
國防相　ブリエト
法相　イルエ
內相　ツガグ・ゴイアチ
文相兼保健相　ヘルナンデツ
農相　ウリベ
公共事業相　ロス・リオス
勞働相　アイグアデ　（米山）

〔中國・王寵惠首相代理に就く〕四月一日の中央常務委員會は、行政院長蔣中正の繼續休養を許可し、同時に蔣院長休養中外交部長王寵惠に行政院長職權の代行を命ずる旨決定、斯て四月六日王は所謂首相臨時代理の職に就いた。

〔中國・修正土地法原則決定〕五月五日中央政治委員會は、二十三箇項より成る『修正土地法原則』を決定した。該原則は自作農の保護、大地主の制限を圖らんとするもので、之が實現を見る暁に於ては孫文の理想たりし地權平均の精神にも合致すべく重要なる社會法制となならう。要點は次の如し。

(一)自作農保護の爲め、自作農の有すべき耕地面積の最低限度を定め、又自作農地の負債の最高限度に付制限を設けること。

(二)借地人にして不在地主の土地を五年以上繼續耕作し、且つ地主が農民にも非ず又老若孤寡にも非ずして土地を貸し生活せる者なるときは、借地人は法に依り其の土地の徴收を請求し得ること。

(三)地租の負擔を輕減する爲め、地租の最高額を定むること

〔中國・國民大會代表選擧期〕國民大會は愈々本年十一月十二日を以て開催される豫定であるが（本誌前號所報）、國民大會代表選擧總事務所は、代表選擧期日を來る七月二十日より二十二日迄、結果の發表を八月十五日以前と決定公告した。

〔中國・白耳義とも大使交換〕懸案中の中國・白耳義國間大使交換は、六月八日、白國側は現駐華公使ギ・ームを、中國側は前西班牙公使錢泰を夫々大使に任命し、

茲に實現を見る運びとなつた。

〔蘇聯邦・第三次五箇年計畫〕 四月二十八日蘇聯邦政府は、其所謂『第二次五箇年計畫中の諸種の企業が豫定期限前に遂行されつゝある形勢』に鑑み、明一九三八年一月一日より實行される第三次五箇年計畫を至急立案する方針である旨發表した。

〔蘇聯邦・トハチエフスキー處刑〕 去る一九三四年十二月一日レニングラード共産黨委員會書記セルゲイ・キーロフが暗殺されてより(本誌第十三卷第四號所報)、スターリン政權による蘇聯邦の國内異分子(?)清掃工作には物凄いものがある。既にジノヴィエフ、カーメネフ事件、ラデック、ピヤタコフ等の併行本部事件、ブハーリン、ルイコフ黨籍除名事件等は孰れも本誌既刊號に於て之を報道した。其の他本年四月以降に於ても、ヤーゴダ逮捕事件、アムール、コーカサス、ウスリー諸鐵道に絡まる諸事件、作家聯盟事件、ガマルニック大將自殺事件、白露共和國要人自殺逮捕事件、オルジ■ニキーゼ市五千三百餘名の黨籍

褫奪事件、トハチェフスキー元帥事件、等々、公表されたもののみを追つても枚擧に遑ない程である。兎も角ゲ・ペ・ウ長官エジ■フの揮ふ辣腕はどの程度迄檢擧を擴大して行くのか見當がつかない。

是等の中、トハチェフスキー元帥事件は全世界の報道神經を尖らせた近來での大事件と認められる。五月十一日前國防人民委員部次長たるト元帥のウォルガ軍管區司令官への左遷が公表された。爾後此左遷を中心に噂は噂を産み、倫敦・タイムス紙上邊りに於ても種々の報道が傳へられて居た處、六月十日ト元帥等赤軍最高首腦部八將星の所謂陰謀事件なるもの公表され、翌十一日、事件は蘇聯邦最高裁判所特別裁判法廷の非公開審理に附されたが、翌々十二日を以てト元帥等八將星の死刑執行亦發表された。極刑の理由として外間に傳へられる處は『各被告は軍人の義務違反、祖國蘇聯邦國民及赤軍に對する謀叛の罪である。豫審の結果、右被告連及故ガマルニック(大將、赤軍最高政治コミッサル本年五月三十一日自殺)は蘇聯邦に對し非友誼的政策を

とりつゝある某外國――單數、一般に獨逸を指すものと信ぜられて居る――軍首腦部と反國家的關係を有し、其の軍事諜報機關の爲めに赤軍の狀態に關する情報を提供し、戰爭の場合に於ける赤軍敗戰の準備を企て、且つ地主及資本家政權の復活を援助する目的を抱き居たること判明した』と云ふに在る。加之、例によつて各被告は完全に自己の犯罪を認め、右最高法廷之を確認した、と言はれて居る。

本事件に關する左三紙の記事は、スターリン政權の清掃工作に對する種々の觀方を暗示するものと思はれる。

蘇紙プラウダ――『我密偵機關は健在にして益々强化しつゝあり、如何なるスパイも適時絶滅し得』と論じて（彼等の所謂『日獨ファッショ』を攻擊した）（六月十一日附）

米紙ニューヨークタイムス――『スターリン氏の是等將軍に對する苛酷な處置は、恐らく彼自身の强さを表はすと同時に弱さをも表はして居る。スターリン政權に對する不滿及不安が國內に根强く浸潤して居ると云ふ疑を抱かざるを得ない』（六月十二日附）

英紙タイムス――『今回の秘密處刑に依り世界の眼に映ずるスターリン氏は以前に比し更に若干馬鹿氣た者となり、スターリンも蘇聯邦も益々了解困難なものとなつた。獨探として銃殺された人物の殆ど全部が反獨的だつたことは周知の事實であり、裁判は形式に過ぎず、又夫れが空前の速度に行はれたことは特筆に値する』（六月十三日附）

「フイリツピン・近況片々」（前號所報）は四月三日紐育の外交政策協會に於て次の如く演說した。

『ベルギー、エチオピア、滿洲の例に徵するも條約に依る中立保障は當てにならぬ。我等は何國と雖も多大の生命財產を犧牲に供せざる以上、フィリッピンを獲得出來ぬ樣に準備せねばならぬ。フィリッピン陸軍の編成はフィリッピン自身の國防を强化する爲めのもので、米國の御先棒となる爲めではない。』

又同大統領は四月五日ワシントンよりのラヂオ放送に於て、『現聯邦（コンモンウエルス）政府樹立以來體驗せる權限の不分明を除去する必要上、獨立準備期間（一九三六年乃至四六年）を一九三八年又は三九年迄に短縮したい』と云ふ希望を率直に表明した。此獨立期繰上は砂糖業關係者の一部を除い

てフィリッピン官民の歡迎する處である。一方新任比島駐在高等辯務官マクナット（ハイ・コミッショナー）（前號所報）は、其の赴任の途上四月八日ホノルルに於て次の如く談話した。

『獨立準備期間短縮の成否は、主として通商關係に關し米本國との間に如何なる取極を結ぶかに依つて決定される。フィリッピンに於て近き將來考慮さるべき重要問題は、（一）比島中立法に規定すべき條項、（二）米本國の對比島通商關係措置、（三）比島の政治的及經濟的獨立達成に先立ち實行を要する同島の經濟的調整、の三者である。』

次に將來開かるべき米比共同通商經濟會議に對する豫備的措置の一たる米比共同專門委員會は、雙方委員の任命を經て、四月十九日よりワシントンに開催されたが、

一、比島が經濟的に自立し得る迄の一定期間、米比間に存在すべき特惠通商の性質
二、右特惠期間終了後の通商關係を律すべき細目協定
三、比島經濟調整の實行方法及其の資金
四、比島の通貨、銀行制度並に國際債務の條項を變更することの可否
五、完全獨立後に於ける米國及比島市民の權利利益の保護
六、比島中立保障に關する國際協定の可能性

右六項目が該專門委員會の研究討議題目である。猶ほ該委員會の權限はリコメンデーション（勸奬）を爲すもので、各關係當局に於て此勸奬を審議の上米國大統領に提出することゝなつて居る。

〔ビルマ・印度より分離〕　去る一九三五年八月二日、英國政府は『印度統治法』及『ビルマ統治法』を公布し、之に依り印度とビルマとは新型式の下に統治されることゝなつた（本誌第十四卷第三號所報）。該兩法案は其の後本年四月一日より施行と決定した。ビルマ統治法は其の立法趣旨及形式上、印度統治法と略類似し、印度と同樣ビルマを一元化されたる統治機構の下に置き、ビルマ民の參政權を著しく擴張したものである。斯て一八八五年の所謂第三次英・緬（ビルマ）戰役によりビルマ王朝が滅亡して以來、全ビルマは英領印度の一州（プロヴィンス）となつて居たが、今回政治的に印度より分離するに至つた。此分離は英本國がビルマ人多年の要求に漸進的措置を講じたものであるが、ビルマ人は印度人と人種、言語、宗教、歷史、文化、風俗、社會組織等の點に於て全然異ると云ふ樣なことも、分離要望理

由の一であつた。要するに四月一日よりビルマは印度と同樣、英帝國內に於て『クラウン・コロニー』と『ドミニオン・ステータス』の中間的地位を取得することゝなつた。從て英帝戴冠式及嗣いで開かれた英帝國會議にはビルマの代表者が列席した。

〔シリア・サンジャツク問題段落〕　佛國委任統治地たるシリアとトルコ共和國との、地中海沿岸接壤地帶サンジャックに對する紛爭は、豫てより國際聯盟理事會に於て處理されつゝあつたが、本年一月理事會採擇の報告(註)に基き五月二十九日、佛土兩國代表間に解決協定成立した。協定は二箇の條約及宣言、取極、交換公文とより成り、條約の一はサンジャック東方の領土保全に關し兩國參謀本部間の聯絡を規定し、他の一はシリア、トルコ間の國境不可侵に付規定したものである。

(註)　報告は勿論佛土兩國の認諾を經たもので要點は次の通りである。(一)サンジャックを特別地域とし內政上完全なる獨立を許容するも、外交はシリア之を掌り、官制及幣制に關しては兩者間に共通の制度を施行す。(二)同地方を非武裝地帶とし僅少の地方警察隊のみ駐在せしむ、(三)同地方の領土保全を確保する爲め佛土兩國間に條約を、佛土シリア三國間に協定を締結す。(四)トルコがアレキサンドレッタ港を使用し得る爲めの規定を設ける。

〔エヂプト・領事裁判權撤廢條約成る〕　埃及に於ける領事裁判權の廢止、並に過渡的辨法としての混合裁判所(ミックストコート)の維持に就き協議すべきモントルー會議(本誌前號所報)は、豫定通り四月十二日より開催されたが、五月八日、埃及及各國代表間に一條約の調印を了した。條約は附屬書並に埃及政府宣言書を伴ふものであるが、要領は次の通りである。

一、特權享受國は領事裁判權制度の完全なる撤廢を原則的に承認し、一九三七年十月十五日以後其の領事裁判を廢止す。

二、右一九三七年十月十五日より一九四七年十月十四日に至る十箇年の過渡期間中、混合裁判所を存置し、條約附屬の司法組織規定に從ひ、特定『外國人』に關する事項に付裁判を行ふ。

三、司法組織規定に於て『外國人』なる語を混合『裁判所の管

轉たる外國人とは本條約調印國の國民及追て法令を以て定めらるべき其の他の國の國民とす』と定義し、埃及政府の宣言書に依り獨逸他七國の國民を後者に屬するものとす。（要するに、シリヤ、レバノン、パレスタイン、トランスジョルダニヤ人等は埃及國の裁判權に服することゝなる）

四、『外國人』に適用を及ぼさるべき埃及法制は近代法制に於て一般に採用せらるゝ原則に據ることを要す。且つ埃及法人（殊に財政事項に關し外國人及外國資本が其の大部分を占むゝに對し混合裁判所の管轄權を認む。

五、埃及政府は各國との間に友好居住條約を締結するの用意ある旨聲明。

六、混合第一審院判事六十一名中四十名を、同控訴院判事十八名中十一名を夫々外國人とす。

又五月二十六日、國際聯盟總會は滿場一致（四十六票）を以て埃及國の聯盟加入を承認した。

〔佛國・ブルム內閣倒る〕 昨年六月四日成立以來所謂人民戰線內閣として相當の成績を收めて來たレオン・ブルムを首相とする佛國內閣（本誌第十五卷第三號所報）は、財政經濟獨裁法案を繞り上院と正面衝突の結果、六月二十一日早曉終に組閣後一年にして總辭職した。

是より先、三月十六日巴里郊外クリシーに於て極左派及勞働者對警察隊の衝突亂鬪起り、五名の死者と三百名の負傷者を出した事件があつて、一時中央政界に暗影を投じた。此頃よりC・G・Tは博覽會工事終了に依る失業者救濟の爲め百億法（フラン）の土木事業起工を要求し、共產黨亦之に呼應して、ブルム內閣を威嚇したが、首相は能く之が鎭靜に成功し、一方土木事業の中止繰延と政費節約とを斷行して內閣を維持するに努め來つた。併しながら佛國財政上の病疾は漸く深く、六月十五日政府は『法（フラン）の維持財政建直し、貯蓄貨幣及公信用保護に必要なる措置を執る爲め、政府に短期間（政府案に於ては本年七月三十一日迄）の財政經濟獨裁權を賦與せんとする』（要旨）法案を下院に提出した。下院は政府案を修正の上翌十六日三四六票對二四七票を以て之を可決、次で此修正案は上院に提出されたが、十九日上院は此修正案を一八八票對七二票を以て否決し同時に上院委員會に依る代案を可決した。然るに同日夜下院は前顯修正案を三四六票對二四八票を以て再び可決

し、該案は二十日朝上院に廻付された爲め、茲に下院即ち政府と上院とは正面衝突の危機に瀕した。於茲下院左翼議員代表會議は一の妥協試案を上院に提出し（政府亦此試案を受諾）、種々斡旋に努めたが、同夜上院は此試案を一六八票對九六票を以て否決し、結局ブルム内閣に依る財政危機の打開は不成功となつた。以上が佛國今次政變の大要である。

〔佛國・ショータン内閣成る〕 六月二十二日、ブルム内閣員のショータンを首相として、前内閣より幾分右傾せる人民戰線内閣が再現した。閣員の半數は前内閣員であり、前首相ブルムが副首相として、急進社會黨内有數の財政通たる駐米大使ボネが藏相として夫々入閣したことは注目に値する。新内閣は勿論前内閣の社會主義政策は之を踏襲するが、財政經濟に就いては統制管理等の政策を排する方針の樣である。併しながら新内閣中の右翼たる急進社會黨は、今後益々左翼と對立抗爭の度を强めるに至るべく、此邊に新内閣の前途に對する危惧が潜むものと察せられる。二十二日午後十一時ショータンがルブラン大統領に提出せる閣員名簿は左の如し。

首相	カミイユ・ショータン	（急進社會黨）
副首相	レオン・ブルム	（社會黨）
無任相	アルベール・サロー	（急進社會黨）
無任相	モーリス・ヴィオレット	（急進社會黨、留任）
無任相	ポール・フォール	（社會黨、留任）
國防相	エヅアール・ダラディエ	（急進社會黨、留任）
海相	セザール・カンパンキ	（急進社會黨）
空相	ピエール・コット	（急進社會黨、留任）
内相	マックス・ドルモア	（社會黨、留任）
法相	ヴァンサン・オーリオル	（社會黨）
文相	ジャン・ジェイ	（急進社會黨、留任）
外相	イヴォン・デルボス	（急進社會黨、留任）
植民相	モーリス・ムテ	（社會黨、留任）
藏相	ジョルジュ・ボネ	（急進社會黨）
恩給相	アルベール・リヴィエール	（社會黨、留任）
土木相	アンリ・クヴィユ	（急進社會黨）
商相	フェルナン・シャブサル	（急進社會黨）
農相	ジョルジュ・モネ	（急進社會黨、留任）
遞相	ジャン・ルバ	（社會黨）
勞働相	アンドレ・フェヴリエ	（社會黨）
保健相	マルク・リュカール	（急進社會黨）

〔中國以下の諸項は、我外務省情報部『週刊時報』、倫敦・『タイムス』、上海・『申報』、『東京朝日』、其の他に據る〕　（英）